

令和元年 5 月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 令和元年 5 月 21 日（火） 午前 10 時 0 0 分より

場 所： 真鶴町民センター 第 2 会議室

出 席 者： 牧岡努教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、
草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員
岩本幹彦教育課長、後藤由多加指導主事、
大竹建治生涯学習係長、奥村裕学校教育指導員
書記：小野真人学校教育係長、秋澤勝太主事

欠 席 者： なし

傍 聴 者： なし

議事

1 開会

教育長より、開会あいさつ

2 教育長の報告

（1）学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

（2）生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

（1）町議会 6 月定例会提出の補正予算について

課長： それでは私の方から説明させていただきます。資料 1 をお願いいたします。
6 月定例会提出の補正予算につきましては、事業実施に向けて補助金申請を行
い、額の確定に伴う歳入・歳出の補正が主な内容となっております。

1 ページ目、歳入です。14 款 2 項 7 目 1 節社会教育費補助金でございます。市町村スポーツ施策推進補助金でございます。これは今月 29 日に実施されるチャレンジデー参加市町村を対象にオリンピック・パラリンピック関連事業で基準額の下限 40 万円以上の事業に対し 1/2 の補助をいただける補助制度でございます。当初予算で町民運動会と半島駅伝が補助対象事業として 465,000 円の予算を計上しておりますが、新規に町民ニュースポーツ大会を実施することによる補助金の追加補正でございます。種目はパラリンピックの正式種目であるボッチャを実施する予定でございます。こちらも事業費の 1/2 の 221,000 円を増額補正するものでございます。

続いて 2 ページをお願いいたします。2 ページは歳出でございます。9 款 1 項 3 目 7 節賃金です。これは、新規に配置する教育子育て支援員の賃金です。先ほど教育長からも若干の説明がありましたが、教育分野での子育て支援に係る諸課題の把握と対応、虐待事案等に対する実施機関との連絡、調整を行う方を配置するものです。月額 147,000 円で 9 ヶ月分 1,323,000 円を増額補正するものでございます。

それでは、3 ページをお願いいたします。こちらの方は 9 款 2 項 1 目 11 節の需要費、印刷製本費でございます。人事異動により小学校長が異動になったため肖像写真を印刷するものでございます。21,000 円を増額補正でございます。

4 ページをお願いいたします。9 款 5 項 4 目 13 節の委託料です。こちらは町民センターの大規模改修工事施行監理委託料でございます。本来、当初予算で計上するところを、なかなか額が確定できずに、この 6 月補正で計上させていただくものです。484,000 円の追加補正です。

5 ページをお願いいたします。9 款 5 項 5 目 12 節の役務費です。民俗資料館を今年度購入する予定でございますが、その火災保険料でございます。建物共済に対して 53,000 円の追加補正を行うものでございます。

6 ページをお願いいたします。9 款 5 項 8 目、貝類博物館の運営費ということで 8 節の報償費です。こちらの方は真鶴フリーダイビングクラシック大会に対する記念品メダルの額の計上でございます。2 年に 1 度フリーダイビングの大会が真鶴で行われまして、2 年前にこちらの大会が行われた際、教育委員会の方からメダルを贈呈したということで、今年度も、メダルを贈呈するための予算措置をするものです。80,000 円の追加補正となっております。

7 ページをお願いします。9 款 5 項 8 目貝類博物館運営費、こちら同じようなタイトルで次もあるんですけど、こちらの方は、海の学びミュージアムサポート事業となっております。こちらの方は 7 ページ 8 ページの 2 ページにわたるものですが、内容としましては、300 万円の補助を受けております。当初予算にも計上してあったところですけど、申請にあたり事業の内容を見直した中で、増額されている部分ですけど、委託料、海の学びミュージアムサポート事業委託料 305,000 円が増額となっております。事業費の中で予算の組み換えをやった事による増額をいたしました。こちらの方が当初事業の予定回数として 40 回を 45 回、5 回ほど多く実施するという事で、その分の経費が増加すると。それに伴って消耗品では 105,000 円、印刷製本費では 50,000 円、生物調査時ダイ

ピング施設使用料 150,000 円、8 ページにいきまして、こちらの委託料がそれぞれ減額して事業委託料のほうに回したということでございます。

9 ページをお願いします。こちら海の学びミュージアムサポート（博学連携）となっています。博学連携と先ほどのミュージアムサポートとの差ですけど、今までは貝類博物館を中心に三ツ石海岸で磯の観察会、それから貝類博物館の教室で海の学校ということで座学の方となっておりました。博学連携というのは、基本的に町外の小学校・中学校・教育施設の方に出かけて行って、事前の授業を行って、そして真鶴の海岸、または琴ヶ浜・大ヶ窪海岸で実地の授業を行う。それから、また学校に戻って出前講座みたいな形で事後の授業を行うというような事業でございます。こちらの方も総額は変わらないんですけど、やはり委託料のうちの回数が 25 回から 30 回に 5 回ほど回数を増やしております。それによって他の支出の方、消耗品では 55,000 円、備品購入費では 250,000 円、10 ページはその内訳の説明ですけど、そういった減額補正をして、委託料の方に増額ということで、全体の枠としては変わりませんが委託料 305,000 円を増額するということになっております。

それでは 11 ページをお願いいたします。9 款 6 項 1 目保健体育総務費でございます。これは歳入の方で説明させていただきましたニュースポーツ大会の事業費の追加補正でございます。報償費では審判資格取得講習会講師謝礼として 70,000 円を、消耗品ではニュースポーツ大会の消耗品レフェリーキットだとかケース付きランプ、ボッチャ用シート、ラインテープ等を購入するということで 350,000 円、食糧費では町民ニュースポーツ大会の食糧費ということで、こちらの方は参加者に対する食料を出すということで 14,000 円、それから保険料として、参加者障害保険料 8,000 円を計上しております。こちらの方、合計 442,000 円で先ほどの歳入の方で説明しました 221,000 円の補助金をいただくことになっております。以上、簡単ですが 6 月補正予算についての内容説明とさせていただきます。こちらの方、ご承認いただければ 6 月議会の方に諮る予定でございます。ご審議の方をよろしくお願いいたします。

教育長： 今の説明に対してご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員： 2 ページの教育子育て支援員のことでですけど、とても良い事業だと思って推進していただきたいのですが、参考までに、どのくらいの現状としてニーズがあって、どんな人を採用していくのかなというあたりを教えてくださいか。

教育長： 事務局お願いします。

課長： ニーズとしては特に具体的に私どもに直接寄せられているということはないんですけど、前回、教育委員をお願いいたしました元委員さんの方から、ワンストップで相談できるような福祉でもない、教育でもない、そこいらあたりの 1 つで相談できるような機関とか、そういった部署を設置してもらいたいとう

要望がありました。それは私どもも前々から相談する人が縦割り行政の中で何処に相談してよいかということを前々からいつてらっしゃる方もいるので、対応をするべきかなというように思っておりましたところで、今回、千葉県の問題とか色々そういった重篤な問題が発生しておりますので、少しでもそういった問題に対して、寄り添う形で対応しないとということで、こちらの支援員の配置を予算化するという事で対応したいと思っています。

教育長： よろしいですか。

委員： どんな経歴の人を想定されていますか。

課長： これから探したいと思っておりました。6月議会で承認された後ということなので、今、何人かはいらっしゃると思いますけど、今の段階では、ちょっといえないということです。

委員： 誰がということじゃなくていいんですけど、どういう経歴、例えば町で福祉をやっているとか、あるいは教育現場で働いていたとか、そういう経験のある人が入って行って、町の中でそれを活かしていくということで良いですね。

課長： 当然、今まで教育だとか福祉だとかに接した事は無いという方をお願いすることはありえないわけで、そういった子育てに知見を持った方をお願いするという事は前提条件として考えております。

教育長： よろしいですか。他にご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員： 7ページから9ページ、海の学びミュージアムサポート事業というのは、どのくらいの対象、小学校とか高校とか、対象の枠を、あとどのくらいの範囲、神奈川県内であったり、全国の修学旅行生だとか、そういう対象はどのような形でどのような状況なんでしょうか。

課長： 実態として、対象範囲は、幼児から成人までということで、幅広く受講生を募集しております。この前の連休中もやったんですけど、44名が2日間続きました。先週19日も磯の観察会をやりまして34名の参加で、その内訳は町内者はいないです。殆どが町外者、主なものは神奈川県内の方が参加しておられて、ほとんどが親子連れですね。保護者と幼児または小学生といったものが中心的な参加者の内訳です。

教育長： よろしいですか。

委員： この事業は参加費がかかっているんですよね。3,000円ですか。それに対して更に補助として出ているんですよね。

課長： こちらは委託を実際にやっているのは、NPO法人のディスカバークルーというところをお願いをして、それと博物館の学芸員等が携わっているんですけど、基本的には参加費は受講者負担ということで2,000円か3,000円くらい、保険料と受講料ということで、そのくらいのお金をいただいて実施しております。

教育長： よろしいですか。他にいかがでしょうか。よろしいですか。では、採決を行います。この説明のあった内容で、町議会6月定例会に上程をするということをお認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。次に移ります。2番令和2年度教科用図書の採択における採択地区について事務局をお願いします。

(2) 令和2年度教科用図書の採択における採択地区について

課長： それでは資料2をお願いいたします。こちらは令和2年度教科用図書の採択における採択地区について、県西教育事務所より依頼がありました。1枚捲っていただいて様式をご覧ください。別紙様式が、その回答をする調査票となっております。また3枚目以降は文部科学省からの教科書採択の改善についての通知となります。この調査では令和2年度の教科用図書について現行のまま3町を採択地区として変更しないか、採択地区について変更を希望するかどうかということでございます。令和2年度の採択地区についてご協議をお願いいたします。

教育長： では、最終的に採決をする前に資料2の1枚目の裏側にあります①採択地区については、適正規模化に向けて変更を希望します。②採択地区については、変更の希望はありません。この内容についてご意見をいただきたいと思います。その前に今の内容説明についてご質問はあるでしょうか。無いようですので、先ほど申しました、この変更を希望するか変更の希望は無いかということについて採決をとる前にご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員： 採択地区については変更の希望は無いですが、今回、小学校の教科書採択にあたって、地域であるとか教職員の意見も参考にしていこうという流れがあるんです。そういう中で、例えば、町単独でやるというようなことが行われた場合、教員の負担というか明らかに無理だということで、3町に分けて現状での採択地区を継続していくということが現実的ではないかなと思っております。他の方はいかがでしょうか。

委員： 採択の方針の中で地域の特性を大事にするという話がありまして、神奈川県西ではあるんですけど、学校の規模とかを考えると3町が望ましいと思いました。

教育長： 他にいかがでしょうか。では採決に移ってよろしいでしょうか。まず1番の変更を希望しますの方は挙手をお願いします。0です。2番の変更の希望はありませんの方は挙手をお願いします。4名です。よってこの調整表については採択地区については、変更の希望はありませんということで、提出をさせていただきます。

次に移ります。(3) 真鶴町立学校関係者評価委員の候補者について事務局をお願いします。

(3) 真鶴町立学校関係者評価委員の候補者について

課長： それでは説明させていただきます。資料3をご覧ください。令和元年度学校関係者評価委員名簿でございます。1番の方は学識経験者で元小学校長、現在土曜教室のコーディネーターをしていただいております、新任でございます。2番の方は民生・児童委員の方で再任でございます。3番から8番の方々は幼・小・中のPTA役員、幼・小・中の評議員でそれぞれ推薦を受けた方々でございます。8名の方々を選任したいと考えております。ご承認のほどお願いいたします。なお学校評議委員につきましては学校評議委員の委嘱をそれぞれ学校長に委任しておりますので、ひなづる幼稚園、まなづる小学校、真鶴中学校より名簿の提出がありましたのでご報告させていただきます。これにつきましては後ろのページに名簿を添付しておりますので、参考にご覧下さい。よろしくお願いいたします。

教育長： ただ今の内容説明についてご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、令和元年度の学校関係者評価委員については資料3の名簿通りということで、お認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： はい、全員賛成です。次に移ります。(4) 真鶴町体育競技優秀選手等表彰要綱の一部を改正する要綱の制定について事務局をお願いします。

(4) 真鶴町体育競技優秀選手等表彰要綱の一部を改正する要綱の制定について

係長： それでは私の方から説明させていただきます。資料4をご覧ください。今回の改正につきましては、体育競技優秀選手等の表彰にかかる表彰の種類の明確化。また、従前は町長表彰の対象者につきましては善行表彰の対象とする事としていましたが、純粋に体育競技優秀選手として町として善行表彰ではなく町の表

彰者として位置付けるということに関しまして改正を行うものでございます。

まず第2条、表彰の種類でございます。従前は表彰の種類を個人表彰、団体表彰の2種類とし国際的または全国的な規模で開催される大会に参加し相応の成績をおさめた者については真鶴町表彰条例の善行表彰に該当するものとして教育長が町長に具申する事とし、その他の者については教育長が表彰することとしていました。これを今回の改正に伴いまして表彰の種類といたしましては、町長表彰と教育長表彰に分け、第3条の町長表彰、第4条の教育長表彰の規定におきまして個人団体の区分けを行うこととしたものです。

第3条は町長表彰の規定で各号において被表彰対象者を規定しております。第1号は国際的または全国的な規模で開催される大会に参加し8位以上の成績をおさめた者。第2号は第1号の要件に該当した団体の一員として試合に出場し、または控えの選手として待機し、団体の成績に貢献したものと規定したものでございます。

第4条は教育長表彰の規定で各号において被表彰対象者を規定しております。第1号は全国を数地区に区分する規模で開催される大会に参加し、6位以上の成績をおさめたもの。第2号は県規模で開催される大会に参加し、3位以上の成績をおさめたもの。第3号は第1号又は前号の要件に該当した団体の一員として試合に出場し、又は控えの選手として待機し、団体の成績に貢献したものと。第4号は町及び広域で実施する大会において役員又は競技指導者等として円滑な大会運営に尽力し、その功績が顕著なものと規定したものでございます。

1枚捲って下さい。第5条は被表彰者の基準を定めたものでございます。第3号で対象となる大会を規定しておりますが、社会体育及びの文言を町及び広域・社会体育とし対象となる大会を具体的に明記させていただきました。また除外規定といたしまして第4条第4号の規定による表彰の場合はその限りではないとしたものでございます。なお除外規定につきましては第3条第4条の条立に伴うものでございます。

第10条は表彰者の決定の規定でございます。第2項を新たに設け町長表彰の対称となるものについては町長へ図ることを規定したものでございます。以上雑駁ではございますが、ご審議の上、ご承認下さいますようよろしくお願いいたします。

教育長： 今の内容説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、真鶴町体育競技優秀選手等表彰要綱の一部を改正する要綱の制定について提案のとおりお認めいただける方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。次に移ります。(5) 真鶴町公印規定の一部を改正する規程の制定について事務局お願いします。

(5) 真鶴町公印規定の一部を改正する規程の制定について

係長： よろしくお願いいたします。資料5「真鶴町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令新旧対照表」をご覧ください。右側の欄が旧（改正前）、左側の欄が新（改正後）となります。下線部分が今回の改正箇所となります。

 今回の改正につきましては、現在使用しています「ひなづる幼稚園長之印」が劣化しており、新たに公印を改刻するにあたり、寸法を現在の18ミリから小中学校長と同じ寸法である21ミリに変更を行いたく、規程を改正するものです。説明は以上となります。

教育長： ただ今の内容説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では真鶴町公印規程の一部を改正する規程の制定について提案のとおりということでご承認いただける方は挙手をお願いします。

全委員： （全員挙手）

教育長： 全員賛成です。次に移ります。（6）真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について事務局お願いします。

（6） 真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

係長： よろしくお願いいたします。資料6「真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表」をご覧ください。

 昨年度の10月定例会で、急速な少子高齢化に対して、これからの真鶴の学校教育のあり方を検討するため「学校教育のあり方検討会」についてご協議いただきましたが、今年度、検討会の実施にあたりまして、委員の方々の報酬について条例で定める必要がありますので、今回改正を行うものです。

 資料6の新旧対照表の左側の欄が新（改正後）の下線箇所の、第1条第39号に新たに「学校教育あり方検討会委員」を追加します。その下の第40号は、文言の修正による改正です。別表第1に新たに「学校教育あり方検討会委員」の報酬額を規定します。学識経験を有する者について1回につき12,000円、その他の委員について1回につき8,000円を追加する改正となります。

 改正内容の説明は以上となりますが、条例改正につきましては議会案件となりますので、6月に開催予定の町議会定例会に議案として提出することについてご協議をお願いいたします。

教育長： ただ今の内容説明についてご質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、この内容に町議会6月定例会に提出をさせていただくということをお認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。この内容について6月議会の方に提出をいたします。真鶴町青少年指導員の候補者について事務局お願いします。

係長： 資料7をご覧ください。青少年指導員につきましては、主に青少年の健全育成事業に携わっていただく委員の方々でございます。現状は9名で構成されております。今回、新たに大学3年生の方ですが、是非、真鶴町の子ども達の健全育成に携わりたい。青少年指導員にさせていただきたいということで、自薦という形でお申し出がございました。昨年度の成人式実行委員のメンバーの1人でございまして、事務局としても是非、青少年指導員としてこれから活動していただきたいというふうに考えておりまして、今回、候補者として挙げさせていただきました。なお、任期につきましては任期途中での任命になりますが、令和2年来年の3月31日まで任期という形になります。以上でございます。

課長： 追加で補足をさせて下さい。この協議事項の7番につきましては、皆さんにご通知をしてありません。追加の協議事項ということでご了承いただきたいと思います。

教育長： まず、追加議案にするということは、異議はありませんでしょうか。

全委員： (異議なし)

教育長： 異議なしということで追加議案としてこのあと審議を行います。ただ今の内容説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員： この表だと枠が16名になっているんですけど、事業に携わる人数として16名が適当ということでよろしいのでしょうか。

係長： 定数は条例上16名という形で定められております。ここ数年12名という委員の数で事業を運営してきました。ここでも何名か退任をされて9名という形になりました。各種事業を展開するには非常に少ない人数でございまして、今回、1名加わっていただけるということで少し負担は減るのかなというふうには考えておりますが、まだまだ足りない状況ではございます。

教育長： よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。では、真鶴町青少年指導員候補者の提案について候補者の提案のとおりお認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員賛成)

教育長： 全員賛成です。以上をもちまして協議事項を終わります。

報告事項： 施設の月別利用状況、事業計画等を説明

教育長： 以上をもちまして5月の定例会を終わりにします。